

四日市市消防吏員貸与品に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第18号

四日市市消防吏員貸与品に関する規則の一部を改正する規則

四日市市消防吏員貸与品に関する規則（昭和39年四日市市規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表第1（第2条関係）		
貸与品		
品目		備考
帽子	(略)	
制服等	冬服	
	夏服	長袖及び半袖とする。
	活動服	冬及び夏用とする。
	救急服	冬及び夏用とする。
	救助服	
	防寒衣	
	雨衣	
	ワイシャツ	
	Tシャツ	紺とする。
	<u>ポロシャツ</u>	<u>紺とする。</u>
	ハイネックシャツ	紺とする。
	ネクタイ	
	白手袋	
名札		
<u>ワッペン</u>	<u>制服用、救急救命士用、救助隊用、水難救助隊用とする。</u>	

	階級章 バンド	制服用及び活動服用とする。
靴等	(略)	

改正前		
別表第1 (第2条関係)		
貸与品		
	品目	備考
帽子	(略)	
制服等	冬服 夏服 活動服 救急服 救助服 防寒衣 雨衣 ワイシャツ (男性) 又はブラウス (女性) Tシャツ ハイネックシャツ ネクタイ 白手袋 名札 バンド <u>救急バンド</u>	長袖及び半袖とする。 冬及び夏用とする。 冬及び夏用とする。 <u>制服用及び活動服用とする。</u> 紺とする。 紺とする。 制服用及び活動服用とする。
靴等	(略)	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(消防本部総務課)